

**令和3年度日本農業遺産「愛媛・南予の柑橘農業システム」フォーラム  
開催等委託事業委託業務仕様書**

**1 事業名**

令和3年度日本農業遺産「愛媛・南予の柑橘農業システム」フォーラム開催等委託事業

**2 事業の目的**

平成31年2月に日本農業遺産に認定された「愛媛・南予の柑橘農業システム」（以下「本システム」という。）を次世代に継承していくためには保全活動等に地域が一体となって取り組んでいくことが重要である。

そのため、今後5年間のアクションプランである保全計画で掲げた「食料及び生計の保障」、「ランドスケープの特徴」等への対応策を踏まえ、今後本システムを継承することとなる関係市町（宇和島市、八幡浜市、西予市、伊方町及び愛南町）の児童・生徒を対象とした啓発イベント等を実施することで、本システムのもたらす効果や価値、遺産の伝承に向けた活動等を地域全体で共有することにより、地域が誇る本システムの再認識や地域住民の認知度向上を図り、地域を巻き込んだ活動の広がりにつなげる。

**3 委託上限金額**

2,800千円以内（消費税及び地方消費税10%を含む。）

**4 委託期間**

契約締結の日から令和4年3月14日(月)まで

**5 事業内容**

(1) 高校生による生産者の取材活動支援業務

関係市町の高校生による生産者等への取材活動の支援を国立大学法人愛媛大学（以下「大学」という。）と共同で実施し、次の世代を担う高校生が、生産者等の柑橘栽培にかける情熱、これまでの経験、地域社会に対する思い等を知ることによって、本システムの価値の高さを広く再認識させる。また、下記(2)のイベントで取材結果を発表することで、当該高校生の経験を他の児童・生徒に共有させる。

ア 対象者

取材活動を実施する高等学校は、企画採用後に協議会と協議した上で決定するので、提案段階では接触しないこと（八幡浜市及び愛南町の高校生3名×2班程度を想定。）。

イ 取材先

関係市町内の柑橘農業に関わりのある団体又は生産者とし、提案に含めること（上記アの対象者を踏まえて、2箇所程度を提案すること。）。なお、取材先は、企画採用後に協議会と協議した上で決定するので、提案段階では接触しないこと。

ウ 実施方法

①取材を実施する前に、取材のポイント、発表資料の作成方法等について事前研修

を実施すること（研修内容の企画、当日の進行は大学が担当するため、提案者は日程調整、会場の確保、参加対象者との調整等を行う。）。

- ②取材に同行し、写真・動画撮影等のサポートを行うこと。
- ③取材後の動画の編集、発表資料の作成のサポートを行うこと。
- ④下記（２）のイベントで取材結果を発表する機会を与えること。
- ⑤上記①、③及び④については、大学と共同で実施することとし、大学関係者の交通費等の実費、謝金等を負担すること。

なお、見積書には暫定的に大学事務職員１名の経費（謝金・旅費）及び大学教授・学生計２名の経費（旅費のみ。謝金不要）を盛り込んでおくこと。

※大学関係者の経費見込み

上記①：（大学事務職員１人役＋大学教授１人役＋学生１人役）×取材先数

上記②：なし（同行しない。）

上記③：（大学事務職員１人役×10日）＋（（大学教授１人役＋学生１人役）×１日）

上記④：（大学事務職員１人役＋大学教授１人役＋学生１人役）×１日

## （２）農業遺産フォーラムの開催

主として関係市町の児童生徒を対象に、農業遺産に関するセミナー、劇場型学習イベント、上記（１）の取材結果の発表等を行うイベントを実施する。

### ア 対象者

主として関係市町内の児童・生徒を対象とする。

### イ 開催時期

上記（１）の取材結果の発表に支障がない時期とすること。

### ウ 実施場所

関係市町内で実施することとし、提案に含めること（メイン会場は少なくとも収容人数 100 人以上の会場とし、パネル展示等サイドイベントの会場も確保すること。）。

### エ 実施方法

- ①イベントは、日曜日、土曜日又は国民の祝日いずれかの日に、概ね半日程度実施すること。
- ②イベントでは、少なくとも農業遺産に関するセミナー、劇場型学習イベント、上記（１）の取材結果の発表及びパネル展示（展示するパネルは貸与（運搬費は受託者の負担））を実施すること。  
また、これら以外に追加で実施するイベントの提案があれば、企画書に盛り込むこと。
- ③フォーラムで実施するイベントは、児童・生徒に理解できる平易なものとする。
- ④劇場型学習イベントでは、漫才、コント、クイズ等を取り入れ、児童・生徒が楽しみながら参加することができるものとする。
- ⑤フォーラムの内容を収録し、農業遺産 HP や YouTube 等で公開できる形式で納品すること（動画データ容量は１データ当たり 200MB 以内とし、DVDに保存して 10 セットを協議会に提出）。
- ⑥講師等の人選については、企画採用後に協議会と十分協議する必要があるため、

提案段階では講師等候補者に接触しないこと（講師候補者との調整を協議会で実施するケースも想定）。ただし、企画内容を踏まえ、適任と考える者を提案することは差し支えない。

### （３）児童生徒を対象とした体験イベントの実施

関係市町の小学校及び中学校の児童・生徒を対象に、本協議会で作成した児童・生徒向けガイドブック「南予のみかんは、なぜすごい？」（<https://ehime-nougyoisan.jp/>に掲載）を活用した体験イベントを実施する。

#### ア 対象者

対象者は、関係市町の小学校及び中学校の児童・生徒とする。

#### イ 実施方法

- ①イベントは、農家や観光農園での収穫体験、共同選果場や南予用水等の見学会等のイベント（以下「リアルイベント」という。）又は農業遺産地域の施設等をインターネット上で体験するオンラインでのイベントのいずれかとする。
- ②イベントは、日曜日、土曜日又は国民の祝日いずれかの日に実施すること。
- ③リアルイベントを実施する場合は、農業遺産について説明することができる講師を同行させること。
- ④オンラインでイベントを実施した場合は、実施内容を農業遺産 HP や YouTube 等で公開できる形式で納品すること（動画データ容量は1データ当たり 200MB 以内とし、DVDに保存して10セットを協議会に提出）。
- ⑤イベントの結果は、上記（２）のイベントで可能な限り活用すること。

### （４）その他

ア 新型コロナウイルス感染症対策として十分なスペースを有する会場の確保、会場への消毒液の配置等必要な対策を講じるものとし、提案に含めること。

イ 上記（１）～（３）の事業については、新型コロナウイルスの影響により、計画どおりの実施が困難な場合の代替案を併せて提案すること。

ウ 講師等への謝金及び旅費については、愛媛県の規則等を準用して見積もりを算定すること。

※謝金：県外講師 13,000 円/時間、県内講師 6,000 円/時間、大学事務職員 1,600 円/時間（当日の事前打ち合わせを含む拘束時間で算定）

旅費：公共交通機関は実費、自家用車は 37 円/km（高速料金は実費）

宿泊費が必要な場合は実費とするが、一般的な常識の範囲内で算定

エ 本件業務以外に協議会及び愛媛県が実施する関連事業についても、相乗効果を図るため、誠実に協力すること。

オ 上記以外に追加する独自提案については、別途協議の上、決定するものとする。

特に、上記（２）及び（３）の事業については、集客に係る告知や広報等の取組を評価の対象とするので、提案及び見積書に含めること。

## ６ 事業計画書及び報告の提出

（１）受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な

業務内容について協議会と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して協議会に提出すること。

- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、協議会の検査を受けること。
- (3) 協議会は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

## 7 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、協議会の承諾を得なければならない。

## 8 秘密保持及び個人情報の保護

### (1) 秘密保持

- ア 本件業務に関し、受託者が協議会に提出した計画書等は、本件委託業務以外の目的で使用しない。
- イ 本件業務に関し、受託者が協議会から受領又は閲覧した資料等は、協議会の了解なく公表又は使用してはならない。
- ウ 受託者は、本件業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

### (2) 個人情報の保護

個人情報については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例41号）に準じて取り扱うこととし、受託者は本件業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は愛媛県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

なお、個人情報の取扱いについて疑義がある場合は、協議会に協議すること。

## 9 その他

- (1) 本件業務に関して受託者が作成した成果物に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）について、委託料が完納された時点で協議会に譲渡すること。また、この規定にかかわらず、協議会が必要と認めるときは、委託料完納前であっても受託者が作成した成果物を無償で利用できるものとする。
- (2) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合、協議会と協議の上、対応すること。
- (3) 本仕様書に定める以外の事項については、協議会の指示に従うこと。
- (4) 本件業務に関する補償・経費等の一切は、受託者において負担すること。